

令和4年度第1回特定外来生物消毒基準等専門家会合
議事概要

1. 日時 2023年1月18日(水) 10:00~11:30
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者(敬称略) (委員) 五箇公一(座長)、大村克己、君島悦夫、坂本洋典、宮ノ下明大
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 大林圭司、
室長補佐 水崎進介、移入生物対策係長 成田智史、外来生物対策係長 堀江彩生、係員 宗像直輝
(農林水産省) 消費・安全局植物防疫課防疫対策室課長補佐 皿海宏樹、係員 城戸剛

4. 議事概要

【外来生物法に基づく消毒基準の策定について】

(環境省から資料1、2を説明)

- ・(君島委員)「施設を廃棄する」という表現があるが、どのような意味か。
(環境省)「施設」には車両、船舶、航空機その他の移動施設等が含まれ、そのようなものに付着していて取り除くことが難しい状況を想定したもの。
- ・(大村委員) ホクベイヒアリは内陸部で見つかったのか、港湾部で見つかったのか。
(環境省) 輸入業者の敷地内で、輸入した荷物を開けた際に死骸が発見されたと聞いているが、港湾部なのか内陸部なのかは、手元に資料がなくお答えできない。
- ・(坂本委員) 消毒基準の「策定の考え方」で施設の消毒にワンプッシュ式エアゾール剤を用いるようになっているのは、施設の内側で見つかった場合を想定しているのだと思うが、施設の外壁等に付着していた場合も想定して液剤の利用も検討してはどうか。
(環境省) コンテナは輸入品等の基準の対象であり、その場合はコンテナごとくん蒸することを想定している。移動施設(輸入品等としての車)で確認された場合は、倉庫等に入れてワンプッシュ剤で消毒すること想定している。
- ・(坂本委員)「アリ科」と「あり科」が混在しているので、統一すべきだ。
(環境省)「あり科」については法律の中の表現でのため書き分けた。説明資料での書き方は検討したい。

【今回の基準の策定に係る消毒試験の結果と消毒基準等の案について】

(環境省から資料3、4を説明)

- ・(五箇座長) 従来であれば、植物防疫法に基づいて臭化メチル等のくん蒸処理が行われるが、これには施設が必要になる。一方でヒアリはどこから侵入するか想定できないため、

緊急で数を減らす目的でワンプッシュ剤を利用する想定で、その基準を検討したい。

- ・(大村委員) 資料4の消毒基準案は殺虫効果的には問題ないと考えている。一方で、ヒアリ等は農業害虫ではないため、ヒアリ等の消毒に農薬は利用できない。くん蒸会社が法に触れないよう、使用する薬剤が農薬に当たるか否かを明確に示してほしい。農薬に当たる場合、適用外使用となることを気にしている。なお、植物検疫で利用しているくん蒸剤は全て農薬である。

(環境省) 平成26年度の検討会の際にも確認していたが、取り扱いについて再度確認する。くん蒸剤のメーカーも限られているので、必要があれば確認と調整をする。

(五箇座長) 使用を想定しているワンプッシュ式エアロゾル剤(家庭用の殺虫剤)は薬事法の管轄であると思う。ベイト剤として利用するピリプロキシフェン、フィプロニルは農業用殺虫剤として開発されたもので、国内でアリ用剤としても製剤化されている。問題は、それを適用するにあたってのリスク管理措置等が準備できていなかったことで、現在環境省の農薬環境管理室と相談しながら、農業用殺虫剤を適用するリスク管理措置について、農薬取締法の基準に沿った形で評価をした上で、安全性を確認しながら使用するガイドラインを準備している。

- ・(坂本委員、五箇座長) 消毒基準案の薬剤の使用方法等に、対象を「ヒアリ類が発見された地点」とした表現があるが、これは「アリ科特定外来生物が～」と修正するのか。また、薬剤の使用量は1回あたりなのか、防除期間の総量なのか。アリ科は天候によって活性が異なるので、薬剤散布は好天時にやると追記すべき。

(環境省) 対象については「ヒアリ類が」を削除して、「発見された地点」等とする。薬剤使用量は1回あたりなので、それが分かるように修正する。天候の追記は検討する。なお、臭化メチルの短時間燻蒸の消毒方法の基準に処理時間が漏れていた。3時間と追記する。

- ・(大村委員) 検疫くん蒸剤の燻化アルミニウム等は腐食や変色の薬害が出ることがある。その場合、くん蒸会社の責任が問われかねない。薬害が出ない基準を設定してほしい。植物検疫では、虫が死ぬのはもちろん、対象となる品目に薬害が出ないような基準設定になっている。ヒアリの場合は様々な物資に付着するので、より一層考慮して消毒基準を作成してほしい。

(環境省) 趣旨は理解できる。しかし、様々なものに付着してくるヒアリに対応するのは難しい。対象が食品等の場合は消毒ではなく廃棄命令にする等の対応は考えられる。なお、以前にくん蒸会社よりも流通会社(荷主)の責任になる可能性があるという指摘もあった。

- ・(君島委員、大村委員) 植物防疫法は令和5年4月に改正法の施行を控えているので、それを反映させるべき。

(環境省) 農林水産省に確認して次回までに修正したい。

- ・(大村委員) 植物防疫の場合ではくん蒸の際に植物防疫官が立ち合い、温度、投薬量、施

設等が適正かを確認している。立ち合いは国の責任で行うべきだと考えるが、ヒアリ等の場合はどうするのか。

(環境省) 現状、すべての消毒に立ち会えるような体制ではない。このような状況も踏まえて、対応について検討したい。

- ・(宮ノ下委員) 殺虫の確認はどのように行うのか。現場では様々な場所に紛れ込んでいるため、確認が難しい。殺虫を確認する目安はあったほうがいいのではないか。

(五箇座長) アリは隠れたり逃げ出したりするため、殺虫完了を現場で瞬時に確認するのは難しい。我々としては、中にいる個体をできるだけ駆除したうえで、敷地内の集中的モニタリングを行い、営巣を防ぐ観点からベイト剤を活用する3段重ねを検討している。農業害虫とは異なる対応が必要であり、プロセス・手順については詰めていく必要がある。

- ・(大村委員) コンテナヤードでコンテナ等を移動するためには様々な主体への連絡調整が必要になる。また、ヒアリが付着しているコンテナ等を倉庫に入れたくないという場合もあるだろう。スムーズに対処できるように、関係者への周知や根回しをしっかりとやってほしい。必要に応じて植物検疫の燻蒸作業主任者等交える等してもいいだろう。

(環境省) 関係者の調整が重要である点は認識しているため、進めていきたい。倉庫業者さんにもご理解いただけるよう周知をしていきたい。

【その他】

- ・(君島委員) 農林水産省が担当していると思うが、コンテナの清浄性に関する国際基準を作ろうと以前からIPPCで議論されている。総論は賛成のようだが、現実的には国際基準を採択するに至っていない。基準が作られ、コンテナの清浄性が保たれるようになれば、ヒアリ等の付着も減るだろう。国際的な動向としての情報提供である。
- ・(五箇座長) 植物防疫には国際植物防疫条約があり、コンテナについても今後国際的な枠組みが準備されるようだが、生態系保全の観点からの外来生物対策は、生物多様性条約の中で目標を立てているが、現状その侵入対策は受入国側とするしかない状況。輸出国サイドでチェックをする機能は何も出来ていない。国際的な働きかけをして、外来種の持ち出しの規制についても国際的な条約や枠組みを作っていくことが課題だろう。

以上